

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定が失効したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条第1項第3号の規定により、告示する。

公示日：令和6年11月18日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	失効年月日
221	有限会社大高工業	大高 功一郎	千葉県いすみ市岬町和泉3482番地	令和6年11月13日